



千葉市介護保険事務センター 開設のお知らせ



この度、千葉市介護保険事務センターを受託した
(株) 日本ビジネスデータープロセシングセンター（略称：日本データー）です。

千葉市様と協同して市民サービスの向上、効率的な業務運用に取り組んでまいります。



実際の運用としては、**11月から順次スタート**いたします。

千葉市介護保険事務センター営業時間：8時30分～17時45分

（土曜日、日曜日、祝日 及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

各区介護保険室からご依頼しておりました認定調査票作成依頼、認定調査票の受理・内容確認・問合せを千葉市介護保険事務センターが行います。

11月より、認定調査委託についてのお電話は介護保険事務センターからいたします。

当事務センターに届いた調査票から内容確認、問合せいたしますのでご承知おきください。

【業務分担表】

業務	令和7年10月末まで	令和7年11月以降
1.認定調査票作成依頼	各区介護保険室	千葉市介護保険事務センター (日本データー) ※11月依頼分より、介護保険事務センター宛の返信用封筒を同封します
2.認定調査票作成依頼書類の発送	各区介護保険室	変更なし <u>※依頼書類・作成料に関する問い合わせは 各区介護保険室へお願いします</u>
3.認定調査票内容確認	各区介護保険室	千葉市介護保険事務センター (日本データー)

【留意点】

- ・調査票の提出が遅れる場合は当事務センターへご連絡ください。
- ・調査票作成依頼書類・作成料に関するお問い合わせ、申請に関するお問い合わせはこれまで通り各区介護保険室へご連絡お願いします。
- ・一部、10月下旬から、調査票作成依頼を千葉市介護保険事務センターより行う場合があります。

千葉市介護保険事務センターよりお知らせ

千葉市介護保険事務センターでは、以下の観点から内容確認・お問合せをいたします。

1. 認定調査票の適正化

認定調査員テキスト2009改訂版の定義に基づき、全市統一の基準で認定調査票の内容を確認いたします。

2. 審査会で議論される「介護の手間」に着目してお問合せいたします。

認定調査票特記事項は、調査項目だけでは伝えきれない、調査対象者の具体的な心身・介護「状態」、介護の「手間・時間（頻度）」を、審査会委員に伝える大切な手段です。審査会委員が対象者をできるだけ的確にイメージできるよう記載することが大切です。



令和7年11月から業務に使用する携帯電話番号をお知らせします。

【認定調査票作成依頼用の携帯番号】

携帯電話番号	
070-1550-5173	070-1550-5306



【認定調査票内容確認用の携帯電話番号一覧】

班・担当区名(※)	携帯電話番号		
【A班】 中央区・花見川区・緑区	070-1548-6103	070-1548-6343	070-1548-6519
【B班】 若葉区・稲毛区・美浜区	070-1548-6640	070-1548-6072	070-1548-6081

※班ごとに担当区はございますが、担当以外の班からご連絡する場合がございます。

また、書類到着時期の違いなどにより、複数の担当者からお問い合わせする場合もございます。

※平準化の観点から、担当者は不定期に班をローテーションさせていただきます。

千葉市介護保険事務センター
からのお願い

・問合せ時は認定調査員テキストをご準備頂ければ幸いです。
認定調査員テキストに記載されている内容に沿って問合せをさせて頂きます。スムーズな問合せのためにお手元にテキストをご準備頂ければ幸いです。



・早めのコールバックにご協力ください。

スムーズな対応のために「事業所名」「調査員氏名」をお伝え頂きますようお願いします。認定結果をお待ちの被保険者様に1日でも早く通知できるようセンター職員一同、尽力いたしますのでご理解とご協力をお願いします。